

自動車の名義変更(正式には移転登録といいます)

譲渡・売買の場合

旧所有者が用意するもの

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 自動車検査証(有効期限内のもの、車検切れは不可) |
| 2 | 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) |
| 3 | 譲渡証明書(旧所有者の実印を押印) |
| 4 | 委任状(実印を押印、代理人が申請する場合) |

自動車検査証記載の所有者が自動車販売会社や信販会社の場合は、その会社の譲渡証明書、印鑑証明書、委任状が必要です。ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますのであらかじめ請求し取り寄せてください。

信販会社によっては運輸支局内の信販会社事務所でもらうことができます。

ローン完済時に送られてきた書類等がない場合は、所有者となっている会社に問い合わせてください。

- | | |
|---|----------------------------|
| 5 | 実印(旧所有者本人が直接申請する場合は持参すること) |
|---|----------------------------|

- | | |
|---|---|
| 6 | <p>旧所有者の氏名、名称の変更の事実、住所のつながりが証明できる書類
引越しや結婚、商号変更などで、自動車検査証に記載されている旧所有者の住所、氏名、名称に変更があり印鑑証明書と異なる場合必要です。</p> <p>a. 旧所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる住民票、住民票の除票、戸籍の附表</p> <p>b. 旧所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄抄本または戸籍の全部(個人)事項証明書、住民票</p> <p>c. 旧所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄本または登記事項証明書</p> <p>d. 旧所有者が法人の場合で名称の変更があった場合(合併、分割を除く)
・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄本または登記事項証明書</p> <p>e. 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
・法人…商業登記簿謄本または登記事項証明書、もしくは住居表示変更の証明書
・個人…住居表示変更の証明書</p> |
|---|---|

新所有者が用意するもの

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) |
| 2 | 実印(新所有者本人が直接申請する場合は持参すること) |
| 3 | 委任状(実印を押印、代理人が申請する場合) |

- | | |
|---|--|
| 4 | <p>自動車保管場所証明書
いわゆる車庫証明。同居の親族間での譲渡などで住所(使用の本拠の位置)の表示に変更がない場合は不要。
ただし引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要です</p> |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| 5 | 字光式番号標交付願(ナンバープレートが変更になり、字光式ナンバープレートの場合必要) |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| 6 | <p>未成年の場合は次の書類すべてが必要</p> <p>①親権者が確認できる戸籍謄(抄)本または全部(個人)事項証明書(発行後3ヶ月以内)</p> <p>②親権者全員の実印を押印した同意書</p> <p>③親権者のうち1名の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)</p> |
|---|--|

- | | |
|---|---|
| 7 | <p>運輸支局(登録事務所)で用意するもの</p> <p>① 申請用紙(第1号様式)20円~40円 売店で購入</p> <p>② 手数料納付書 無料 窓口等で配布</p> <p>③ 検査登録印紙 500円 売店で購入</p> <p>④ 自動車税申告書 無料 自動車税事務所配布</p> |
|---|---|